

日本学生支援機構奨学金 「緊急採用・応急採用」について

対象者：以下の要件に該当し、奨学金を必要とする本学の学部生・大学院生

直近12カ月以内に、生計維持者（※）が以下（1）～（8）のいずれかの事由に該当したことにより、家計が急変した方

- （1）失職 （2）破産 （3）会社の倒産 （4）事故 （5）病気 （6）死亡
（7）火災・風水害による被災 （8）その他予期せぬ家計の急変

※生計維持者とは：学部生……父母、または父母に代わって家計を支えている方
大学院生…本人及び配偶者

必要手続：

以下の①～⑥の各項目をすべて記載したメールを、豊中学生センターへ送付してください。

※送付先メールアドレス：gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp

※件名は必ず「緊急・応急採用申請希望」としてください。

- ①氏名 ②学籍番号 ③学部・研究科名 ④学年 ⑤家計急変の事由
⑥家計急変の詳細（「いつ、誰に、何が起こり、どのように家計が急変したのか」
「急変前後の具体的な収入・支出額」を明記すること）

例：令和〇年〇月〇日に生計維持者である父親が勤めていた会社を解雇され、その後再就職が決まったが、以前より収入が激減した。以前の会社での年間の収入は800万であり、現在の会社での年間の収入は300万円となる見込みである。

※メールの内容を確認後、申請資格の有無を返信します。

※追加で詳細を確認する場合があります。

※申請要件に該当した方については詳細な申請手続についてご案内します。

- 注1) 申請資格の確認には日本学生支援機構への照会が必要となるため時間を要します。
注2) 申請資格の確認後に学力等の審査があるため、申請要件に該当する方全員が採用されるとは限りません。
注3) 留年中の方は申請資格がありません。また、これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある方は、申請できない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。
注4) 外国籍で在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれにも該当しない場合は申請資格がありません。
注5) 申請後、採否が決定するまでに2～3か月程度要します。

問い合わせ先：豊中学生センター奨学金担当 (E-mail: gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp)